

教育委員会提出議案

第30号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年9月8日

豊島区教育委員会教育長 清 野 正

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年豊島区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「年額130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第2項第1号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年豊島区条例第41号）附則第8項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

(説 明)

扶養手当の認定要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）である扶養親族にあっては年額 150 万円未満とする改正を行うため本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	現 行
○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成 12 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 2 号 第 1 条～第 6 条 （略） （扶養親族の認定等） 第 7 条 （略） 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第 10 条第 2 項に規定する扶養親族として認定することができない。 (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額 130 万円以上 <u>（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、年額 150 万円以上）</u> である者 (2)・(3) （略） 3 （略） 第 8 条～第 20 条 （略） <u>附 則（令和 8 年 9 月 8 日教委規則第 15 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第 7 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年豊島区条例第 41 号）附則第 8 項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。</u>	○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成 12 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 2 号 第 1 条～第 6 条 （略） （扶養親族の認定等） 第 7 条 （略） 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第 10 条第 2 項に規定する扶養親族として認定することができない。 (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額 130 万円以上である者 (2)・(3) （略） 3 （略） 第 8 条～第 20 条 （略）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の口座振替)

第2条 条例第4条ただし書きの規定に基づき、口座振替の方法による給与の支払（以下「給与振込」という。）を受けようとする職員は、豊島区庶務事務システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子計算組織を利用して処理する情報処理システムをいう。以下「庶務事務システム」という。）に次に掲げる事項を入力し、又は当該事項を記載した書面を提出することにより豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し申し出るものとする。

(1) 給与振込を希望する金額

(2) 給与振込を受ける職員名義の預金又は貯金に係る金融機関等の名称、口座種別及び口座番号

(3) 給与振込の開始希望時期

2 前項の規定は、給与振込を受けている職員が前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、給与振込の実施に関し必要な事項は、豊島区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。

(平23教委規則24・一部改正)

(短時間勤務職員の給料月額の端数計算)

第3条 条例第6条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第6条第7項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(平13教委規則4・追加、平20教委規則8・一部改正、平23教委規則9・旧第3条の2繰上、令5教委規則3・一部改正)

(給料の支給方法等)

第4条 条例第7条第2項に規定する給料の支給日は、15日とする。ただし、その日が日

曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

3 前2項の支給日後に新たに職員となった場合若しくは職員が前2項の支給日前に離職し、又は死亡した場合における給料は、前2項の規定にかかわらず、新たに職員となり、若しくは離職し、又は死亡した日以降速やかに支給する。

第5条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、前条第1項及び第2項に規定する支給日前に給料の非常時払を請求したときは、条例第8条第4項に規定する日割計算の方法により、その請求の日までの給料を前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

（給与簿）

第6条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、別記第1号様式による職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。

2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、5年間保存するものとする。

（令2教委規則16・一部改正）

（扶養親族の認定等）

第7条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第10条第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、認定するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第10条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。

- (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額130万円以上
（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）である者
- (2) 扶養手当又はこれに相当する給与を他の者が受ける原因となっている者
- (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定することができる。

4 教育委員会は、前3項の認定を行うときその他必要と認めるときは、届出の事実に係る証明書等の提出を求めることができる。

(平31教委規則2・令8教委規則15・一部改正)

(届出の方法)

第8条 条例第11条に規定する扶養手当の届出及び幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年豊島区教育委員会規則第10号)第3条に規定する住居手当の届出は、庶務事務システム又は別記第2号様式により行うものとする。

2 条例第14条第7項の規定により教育委員会が定める通勤手当の届出は、庶務事務システム又は別記第2号様式の2により行うものとする。

(平23教委規則24・平24教委規則7・平24教委規則10・一部改正)

(給与の減額免除)

第9条 条例第16条第1項の規定に基づく教育委員会の承認は、庶務事務システム又は別記第3号様式による給与減額免除申請書に基づき行うものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。

3 職員が、次の各号に掲げる理由により勤務しないことにつき、当該各号に掲げる法律、条例又は人事委員会規則の規定により承認権者の承認を受けた場合においては、教育長が別に定める場合を除き、第1項の規定による教育委員会の承認を得たものとみなす。

(1) 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成12年豊島区教育委員会規則第4号。以下「基準」という。)別表第5号、第6号及び第13号に規定する理由 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)又は職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和50年豊島区条例第23号)

(2) 基準別表第8号から第12号まで及び第14号に規定する理由 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第14号)

(平23教委規則24・一部改正)

(給与の減額)

第10条 条例第16条に規定する給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間(月の1日から末日までの期間をいう。以下同じ。)のものを、その給与期間又は次

の給与期間の給料支給の際、行うものとする。

- 2 やむを得ない理由により、前項に規定する時期において給与の減額をすることができない場合には、その後の給与期間における給料支給の際、行うことができるものとする。
- 3 前2項の場合において、一の給与期間における減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 4 給与期間において勤務すべき全期間が欠勤であったとき又は減額すべき給与の額が減額すべき事実のあった日の属する給与期間において支給されるべき給料及びこれに対する地域手当の額の合計額より大であるか若しくはこれに等しいときにおける減額すべき給与の額は、当該給与期間において支給されるべき給料及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。

(平18教委規則9・一部改正)

第11条 条例第16条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。

- (1) 病気休暇 1回について、引き続く90日
- (2) 生理休暇 1回について、引き続く2日

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときは、条例第16条に規定する給与の減額を行う。

(平21教委規則17・平24教委規則5・一部改正)

第12条 教育委員会は、条例第16条に規定する事実を記録するため、別記第4号様式による給与減額整理簿を作成し、必要事項を記入し、保管しなければならない。

(超過勤務手当)

第13条 条例第17条第1項に規定する勤務の区分及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 正規の勤務時間（豊島区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条、第4条及び第6条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日（条例第18条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務にあつては100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務にあつては100分の135

- 2 条例第17条第3項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間を合計し

て得た時間とし、当該合計して得た時間が同項のあらかじめ定められた 1 週間の正規の勤務時間（以下「あらかじめ定められた正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した時間を超える場合にあっては、当該時間とする。

(1) あらかじめ定められた正規の勤務時間が38時間45分に満たない場合における38時間45分から当該あらかじめ定められた正規の勤務時間を減じて得た時間

(2) あらかじめ定められた正規の勤務時間又は勤務時間条例第 6 条の規定によりあらかじめ定められた正規の勤務時間を超えて勤務した時間に、条例第18条の規定により休日給が支給されることとなる時間が含まれている場合における当該休日給が支給されることとなる時間

3 条例第17条第 3 項の教育委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

（平13教委規則 4・平20教委規則 8・平21教委規則17・平22教委規則12・平23教委規則 9・一部改正）

（休日給の割合）

第14条 条例第18条の教育委員会規則で定める割合は、100分の135とする。

（休日給及び管理職員特別勤務手当）

第15条 条例第18条に規定する休日給及び条例第20条に規定する管理職員特別勤務手当は、休憩時間を除く実働時間に対して支給する。

（超過勤務等の勤務時間の集計）

第16条 超過勤務等の勤務時間数は、一の給与期間に係るものを、手当の種類、支給割合の区分ごとに集計するものとし、その集計時間数に 1 時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは 1 時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出等）

第17条 条例第19条の教育委員会規則で定める手当の月額は、次のとおりとする。

(1) 給料の月額に対する地域手当の月額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 義務教育等教員特別手当の月額

2 条例第19条の教育委員会規則で定める日の数は、次に掲げる日の数を合算した数とする。

(1) 勤務時間条例第12条第 1 号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）

(2) 勤務時間条例第12条第 2 号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）

3 前項の日の数は、合計年度ごとに算出する。

4 条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに条例第17条第1項、第3項及び第5項並びに第18条の規定により職務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給の額を算定する場合において、1円未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(平18教委規則9・平20教委規則8・平22教委規則12・平26教委規則2・一部改正)

(扶養手当の支給)

第18条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(超過勤務手当等の支給)

第19条 超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間に係るものを、次の給与期間の給料の支給日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ない理由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

3 職員が前2項の支給日前に離職し、又は死亡した場合においては、前2項の規定にかかわらず、職員が離職し、又は死亡した日以降速やかに支給する。

4 第1項に規定する手当の支給は、庶務事務システム又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年豊島区教育委員会規則第1号）第7条第1項に規定する別記第3号様式により行うものとする。

(平22教委規則12・平23教委規則9・平23教委規則24・一部改正)

第20条 職員が第5条に規定する非常の場合の費用に充てるため、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当の非常時払を請求したときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その請求の日までのものを請求のあった日以降速やかに支給する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都教育委員会規則第28号。以下「都規則」という。）第4条の規定に基づき作成された特定職員（条例附則第2項の特定職員をいう。以下同じ。）に関する職員別給与簿は、第6条の規定に基づき作成されたものとみなす。

- 3 都規則第8条の規定に基づき作成された特定職員に関する給与減額整理簿は、第12条の規定に基づき作成されたものとみなす。
- 4 都規則様式第1号から様式第4号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 5 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。

(令2教委規則16・追加)

附 則 (平成13年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日教委規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教委規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第11条第1項第1号の規定は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）以後に新たに同号に掲げる休暇を承認される者に対して適用し、施行日の前日から引き続き同号に掲げる休暇を承認されている職員の同号に定める日数については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日教委規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月28日教委規則第24号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条の改正規定は平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日教委規則第5号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日教委規則第7号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日教委規則第10号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日教委規則第16号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項第1号の規定にかかわらず、施行日の前日において、この規則による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第1項の規定による認定を受けている扶養親族（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号）第10条第2項に規定する扶養親族をいう。）のうち同条例第10条第2項第4号に掲げる者（以下「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第7条第2項第1号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額130万円以上140万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額130万円以上140万円未満である場合その他これに準ずる場合にあっては、令和元年度に限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

（令元教委規則1・一部改正）

附 則（令和元年5月7日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月27日教委規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 7 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 28 日教委規則第 18 号）

この規則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 8 日教委規則第 15 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第 7 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年豊島区条例第 41 号）附則第 8 項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

年分 職員別給与簿

頁日秒
月分
年時

[illegible][illegible]

年 度 整 理										
合 併	区 分	支 払 金 額	社 会 保 険 料	市 消 税	個 人 用 年 金	備 考				
	前 期 分									
平 均 値										
支 払 総 額	給 与 所 得 控 除 後 額	所 得 金 額 調整 控 除 額		給 与 所 得 控 除 額 (年度調整控除額)						
市 消 税	除									
特定長期特別控除	扶養・障害特別控除	基礎控除額	社会保険 (控除)	給与と引当り年金等		社会保険 (申告)				
市 消 税	除									
生命保険料	地震保険料	市営小規模共済	配偶者(特別)	計		課税対象所得金額				
年 税 額 (税額控除部分)	住宅借入金等控除額	年 税 額		既取戻税額		年度調整税額				
氏 名	配 有	本 人 課 当					交 易 区 分			
		障害者	家族	特 定	寡 夫	ひきこ 動 員				
		本人親	兄弟	その他			扶養家族	1	例月給与	
(配偶)	配偶	特定長期特別控除	同 姓	別 姓	その他		常 務	役員	別 添	
									2	第 2 次、勤続手当
									3	第 3 次、勤続手当
									4	定額控除
									5	児童手当
扶養家族										

扶養親族（異動）届・住居届

幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条及び幼稚園教育職員の住居手当に関する規則第 3 条に基づき下記のとおり届け出ます。

年		月		日		届出				電話・内線		届出の種類 ☐ 扶養親族(異動)届 ☐ 住居届	
所属		(印姓)		氏名		職員番号		住所		フリガナ			
豊島区教育委員会あて						0							
住所(市町村)		☐ 新規届出 ☐ 転居 ☐ 賃貸借契約変更 ☐ 世帯主変更 ☐ 収入変動 ☐ その他		住宅の状況について○印を記入してください。		種類 名称 自己(共有) 自己以外		公舎・社宅等 借家・借間 その他()		費用負担(家賃)の状況及び内部(職員の負担額) ☐ 住宅使用料のみ ☐ 光熱水費含む ☐ 敷金を含む		事由発生年月日 ・ 自己名義以外の場合の名義人氏名等 続柄 ()	
住所(市町村)		☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		住居費の届出事由								☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 断絶 ☐ 停止 ☐ 世帯主 ☐ 準世帯主 ☐ 家族別世帯 円 続柄 ()	
世帯員(別居にかかわらず、生計を一にする者すべてを記入してください。また、世帯員に特別区職員がある場合は職業等欄に「特別区職員」と必ず明記してください。)		氏名		続柄		生年月日		同別居		職業等		年収・種類	
扶養手当		届出事由・発生日		他からの手当受給									
(ふりがな)		・ ・ ・		同・別						☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		有・無	
(ふりがな)		・ ・ ・		同・別						☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		有・無	
(ふりがな)		・ ・ ・		同・別						☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		有・無	
(ふりがな)		・ ・ ・		同・別						☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		有・無	
(ふりがな)		・ ・ ・		同・別						☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		有・無	
(ふりがな)		・ ・ ・		同・別						☐ 申請する ☐ 申請しない ☐ 受給中		有・無	

別記第2号様式の2（第8条第2項関係）

通 勤 届

年 月 日届出												
豊島区教育 委員会あて	所属	幼稚園							電話・内線			
	氏名	(旧姓) 印	職員番号							職員区分		通勤所 要回数 回
			0							☐ 区常勤	☐ 都常勤	
										☐ 区再任用	☐ 都再任用	
										☐ 区再雇用	☐ 都再雇用	
☐ 経験活用非常勤												

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程第3条に基づき、下記のとおり届け出ます。

事由	☐ 新規採用(人事交流含) ☐ 人事異動 ☐ 転居	☐ 通勤方法(経路)の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ その他()	住所	届出事由発生日
				・

順路	区間	通勤方法	利用交通機関名	片道運賃	距離・時間	共通定期券	乗車券等の種類	手当額	課税
1	自宅から まで			円	km 分			① ③ ⑥	
2	から まで			円	km 分	使用している ・ 使用していない	定期(6ヶ月) バス特割引 その他	① ③ ⑥	
3	から まで			円	km 分	使用している ・ 使用していない	定期(6ヶ月) バス特割引 その他	① ③ ⑥	
4	から まで			円	km 分	使用している ・ 使用していない	定期(6ヶ月) バス特割引 その他	① ③ ⑥	
5	から まで			円	km 分	使用している ・ 使用していない	定期(6ヶ月) バス特割引 その他	① ③ ⑥	

※身体障害がある場合や、無料乗車券(株主優待乗車券等)を使用している場合には手当額に影響するので必ず申し出て下さい。
※乗車券の種類で「その他」の場合はその内容を備考欄にご記入ください

合計(6ヶ月計算)

[illegible]

内課税額

四

支給開始月

 $\sim$

—給与福利グループ使用欄—

月末での返納額	
計	円
月からの支給額	
計	円

旧経路での直近支給日・支給パターン

備考

戻入 円	追給 円
内課税分 円	内課税 分 円

受理印

別記第3号様式（第9条関係）

給与減額免除申請書

年 月 日提出

(教育委員会) 殿	所 属					
	職		氏 名	印		
幼稚園教育委員の給与に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。						
給与の減額免除の承認を得ようとする日時及び理由						
日			時			
月 日から 月 日まで 日間 月 日 時 分から 時 分まで 時間 分						
幼稚園教育職員の給与に関する条例第 16 条第 1 項及び幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。 年 月 日 職氏名			年 月 日受理			
			取 扱 者 等 認 印			
			課長	係長		
			園長			

別記第 4 号様式（第 12 条関係）

給 与 減 額 整 理 簿

年 月分

所 属				職		氏 名					
給 与 減 額 の 対 象 と な る 事 実					合計時間数	取 扱 者 等 認 印					
月 日	勤務しなかった時間の始期と終期	時 間 数	事 由	課長		係長		園長			
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分	時間 分		時間 分							
月 間 計				時間 分							
給 与 減 額 の 基 礎 と な る 時 間 数				時間							
勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額				円							
減 額 す べ き 給 与 の 額				円							
幼稚園教育職員の給与に関する条例第 16 条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認する。 年 月 日											
職氏名										(印)	

- (注) 1 事由欄には、単に遅参、早退、私事欠勤等と記入するだけでなく、なるべく具体的に、例えば、病気のため早退等とその理由を記入すること。
- 2 合計時間数欄には、その月の勤務しなかった時間数の合計を、その都度加算して記入すること。
- 3 給与減額の基礎となる時間数には、月間計欄の時間数の 1 時間未満を端数処理(30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て)したものを記入すること。
- 4 勤務 1 時間当たりの給与額とは、給与条例第 19 条の規定による額をいう。
- 5 教育委員会の確認方法
- (1) その月分を一括して次の給与期間において減額する場合
その月の減額の対象となる事実につき、とりまとめて確認を行うものとする。
- (2) 給料の支給日前において減額の対象となる事実が生じ、その月の給与から減額する場合
ア その減額分に関する事実につき、一度確認を行うものとする。従って、月間計欄以下はその減額分につき記入することとなる。
- イ 給料支給日後において、さらに減額すべき事実が生じた場合には、その分につき別に整理簿を作成し、月間計欄にはアの月間計との合計を記入し、以下の欄は、これを基準として記入のうえ、確認を行うこと。
- ウ イの月間減額分と、アの既減額分との差額は、次の給与期間において減額すること。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

（令 7 教委規則18・全改）

別記第 2 号様式（第 8 条第 1 項関係）

（平26教委規則 2・全改）

別記第 2 号様式の 2（第 8 条第 2 項関係）

（平24教委規則 7・追加）

別記第 3 号様式（第 9 条関係）

別記第 4 号様式（第12条関係）